

ご利用者・ご家族 各位

社会福祉法人もくば会  
理事長 小玉 広輝

新型コロナウイルス感染症に係る予防・蔓延防止の対応について（第13報）

新型コロナウイルス感染症につきまして、7月12日から8月22日までの期間、国から東京都に対し4度目となる【緊急事態宣言】が発令される見通しとなっています。3度目の宣言が6月20日に解除され、当法人としてもご利用者への協力依頼の緩和をお知らせしたばかりですが、緊急事態宣言中の対応として再要請させていただきます。繰り返しの依頼となりご負担をお掛け致しますが、皆様のご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

① 体調不良時の利用自粛（通所サービス、短期入所サービス及び訪問サービス対象）

ご利用者、ご家族及び周囲の方も含めて体調が優れない場合にはご利用をお控えください。

② 公共交通機関利用による通所の自粛（通所サービス対象）

通所サービスご利用者のうち、公共交通機関を利用して通所されている方につきましては、宣言期間中は事業所の送迎車をご利用いただくようご協力をお願いいたします。

各事業所において、送迎体制を組み対応いたします。詳細は各事業所よりご連絡いたします。（体制の都合上、送迎時間が通常ご利用時の時間と前後してしまうこともございます。）

自転車や徒歩による通所は継続していただいてもかまいません。

③ 週末等帰宅の自粛（入所、居住サービス対象）

入所・居住サービスをご利用されている皆様には、週末帰宅等、事業所とご自宅の行き来につきましては、緊急事態宣言発令中は最大限お控えいただきますようご協力を要請させていただきます。なお、必要に応じて帰宅をされる場合は、前回宣言時にも依頼しております【外出記録表】の記録及び帰寮時の提出等、ご協力をお願いします。

なお、感染拡大状況を注視しつつ、悪化するようであれば協力要請項目を追加してご依頼させていただく場合もございます。

また、自主的に利用自粛いただく方は、これまでご協力をいただいております【在宅支援サービス】も継続させていただきたく、併せてご理解、ご協力をお願いいたします。

上記対応期間は、現時点では②は送迎体制のご案内が完了してから③は宣言発令日から宣言が解除されるまでとさせていただきます。

今後も不要不急の外出自粛等、各自における感染予防対策の徹底を継続いただき、引き続き予防対策へのご協力をお願いいたします。

ご不明な点、ご相談がございましたら各事業所管理者までお問合せ下さい。

以 上